

保 佐

今回は成年後見制度の中の「保佐」についてです。

日常の買い物は出来るが、不動産等の重要な財産処分が
自分の意思ではこころもとない方

(法律—精神上的の障害により判断能力が著しく不十分)



保佐人を選任して、いろいろな法律行為に保佐人が同意
したり、取消したりして本人を助けます。



家庭裁判所へ申立



調 査

鑑 定



審 判

(決定)



保佐の内容が東京法務局に登録されます。



以後、保佐人が以下のことをします。

- ①保佐人は本人がやること若しくはやったことに
同意したり、取消を請求したりします。



保佐人が同意したり、取消せる本人の行為

- ① 預金を解約して受けとること等
地代・家賃を受けとること等
- ② 借金すること
保証人になること
- ③ 不動産の売却・担保設定等
- ④ 訴訟上の行為
- ⑤ 贈与や和解するとき
- ⑥ 相続における種々の手続き
- ⑦ その他



同意権取消権が認められない本人の行為

- ① 日常生活に関する行為
 - ・日用品の購入
 - ・こづかいの消費
 - ・電気・ガス・水道代金の支払い

